

令和6年度第1回長野県自立支援協議会 次第

令和6年6月13日(木)

13:30~15:30

場所 県庁講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 会議事項

長野県自立支援協議会について

・・・資料1

(2) 運営委員会の活動計画等について

・・・資料2

(3) 専門部会等の活動計画等について

・・・資料3

(4) 地域(自立支援)協議会の運営について

・・・資料4

(5) その他

・・・資料5

5 閉 会

長野県自立支援協議会について

- 委員名簿・幹事名簿
- 長野県附属機関条例
- 長野県自立支援協議会設置要綱
- 長野県自立支援協議会概念図
- 各地域（圏域）自立支援協議会からの課題検討のスケジュール

長野県自立支援協議会 委員名簿

[任期：R6. 4. 1～R7. 5. 31]

(敬称略)

設置要綱 (第4条)	氏 名	役 職 等	備 考
第1号	大堀 尚美	長野県ピアサポートネットワーク 代表 NPO法人ポプラの会 事務局長	当事者団体代表
	小林 壽夫	長野県身体障害者福祉協会 副理事長	
	中村 彰	長野県手をつなぐ育成会 会長	
第2号	黒岩 孝幸	佐久広域連合障害者相談支援センター 所長	佐久圏域代表 (行政)
	山口 慶介	上田市障がい者支援課 係長	上小圏域代表 (行政)
	林 敏彦	(福) この街福祉会 理事長	諏訪圏域代表
	中村 聖子	上伊那圏域障がい者総合支援センター 所長	上伊那圏域代表
	福沢 光高	飯田市福祉課 課長	飯伊圏域代表 (行政)
	東 大平	木祖村住民福祉課 課長	木曾圏域代表 (行政)
	西村 恵美	松本市健康福祉部障がい福祉課 課長	松本圏域代表 (行政)
	久保田 肇	大町市民生部福祉課 課長	大北圏域代表 (行政)
	二木 里美	長野市南部障害者相談支援センター 専門員	長野圏域 (長野市) 代表
	黒岩 慎	高山村健康福祉課 課長	長野圏域 (須高) 代表 (行政)
	小岩 多美子	千曲市健康福祉部福祉課 課長	長野圏域 (千曲・坂城) 代表 (行政)
	三ツ井 早苗	飯綱町保健福祉課福祉係 係長	長野圏域 (北部) 代表 (行政)
	池田 純子	中野市健康福祉部福祉課 課長	北信圏域代表 (行政)
第3号	青木 みどり	長野県LD等発達障害児者親の会「よつ葉の会」会長	公募
	西村 昭太	NPO法人ケ・セラ 理事長	
	本田 秀夫	信州大学医学部子どものこころの発達医学教室教授	有識者
	長峰 夏樹	長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター所長	
	小林 広美	中野市地域包括支援センター 北信総合病院 管理者	
	橋 詰 正	上小圏域障害者総合支援センター 所長	
	関谷 真	須高地域総合支援センター 所長	
	臼井 尚子	(福) 信濃友愛会 障がい者相談支援センターあいほっと 主任相談支援専門員	
	熊谷 恵子	(福) 森と木 ながの地域相談支援センターバターデイズ 長野市北部発達支援センター専門員	
	上野 隆一	(一社) しょう 事業部長	
	春日 聡	相談支援事業所naKara 相談支援専門員	
	勝又 小百合	(福) りんどう信濃会喬木悠生寮 相談支援専門員	

長野県自立支援協議会 幹事名簿

(敬称略)

所属	職	氏名
県民文化部 次世代サポート課	課長	馬場 武親
健康福祉部 地域福祉課	課長	手塚 靖彦
健康福祉部 保健・疾病対策課	課長	鈴木 三千穂
産業労働部 労働雇用課	課長	中嶋 大輔
教育委員会事務局 特別支援教育課	課長	神津 公洋
健康福祉部 障がい者支援課	課長	藤木 秀明

長野県附属機関条例

令和2年3月19日 条例第3号

改正：令和3年3月25日条例第3号、令和5年12月25日条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例で定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担当事務)

第2条 執行機関の附属機関として、別表の第1欄に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表の第2欄に掲げるとおりとする。

※中略

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第3欄に掲げる者のうちから執行機関が任命する委員により構成し、同表の第4欄に掲げる人数で組織する。

(別表) (第2条、第3条、第4条関係)

1 知事の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
※中略				
長野県発達障がい者支援対策協議会	発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2第1項に規定する発達障害者の支援の体制の整備に関する事項の調査審議に関すること。	発達障害者支援法第19条の2第1項に規定する者	17人以内	3年
※中略				
長野県障がい者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議及びその施策の実施状況の監視並びにその施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関すること。	学識経験者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び関係行政機関の職員	15人以内	2年
※中略				
長野県自立支援協議会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する障害者等への支援の体制の整備に関する事項の調査審議に関すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する者	35人以内	2年

長野県自立支援協議会設置要綱

令和2年9月1日2障第453号

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号。以下「条例」という。）第2条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、長野県に居住する障がいのある方の福祉、医療、保健、就労等に関する各種サービスの総合的な調整及び推進を図り、相談支援事業をはじめとした県全体のシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場とする。

(任務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域自立支援協議会の相談支援体制についての状況把握・評価及びバックアップと、整備方策に関すること。
- (2) 相談支援従事者の研修のあり方及び人材育成に関すること
- (3) 専門的分野における支援方策や普及に関すること
- (4) 県全域における課題の抽出、検討、施策化に関すること
- (5) 広域的、専門的相談支援の調整に関すること
- (6) 県障害福祉計画の作成・具体化に関すること
- (7) その他障がい福祉の推進に向けて必要な事項に関すること

(委員)

第4条 委員の構成について、条例第3条別表第3欄により、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 障がい当事者
- (2) 各圏域地域自立支援協議会代表者
- (3) その他協議会の目的のため必要な者

(再任)

第5条 委員の再任は、妨げない。

(運営委員会)

第6条 協議会には、業務を円滑に行うため運営委員会を置く。

- 2 運営委員は、協議会において選出された者とする。
- 3 運営委員は、協議会の企画、運営、各種会議間の調整などの実務にあたる。
- 4 運営委員の互選により運営委員長を選出する。
- 5 運営委員会は、運営委員長が招集する。

(専門部会)

- 第7条 協議会には、障がい者の自立支援に関する細部の専門事項について協議するために専門部会を置くことができる。
- 2 各専門部会長は、協議会において選出された者とする。
 - 3 各専門部会の委員は、運営委員と協議の上、部会長が指名する。
 - 4 専門部会は、部会長が招集する。

(ワーキングチーム)

- 第8条 協議会には、障がい福祉の推進のため、必要に応じて調査、研究等を行うワーキングチームを置くことができる。

(各種会議)

- 第9条 協議会は、本要綱第5条から第7条に規定するほか、本要綱第3条の各号について協議するための各種会議を必要に応じて開催することができる。

(幹事)

- 第10条 協議会の幹事は、健康福祉部障がい者支援課及び関係行政機関とする。幹事は協議会の所掌事務について委員等を補佐する。

(補則)

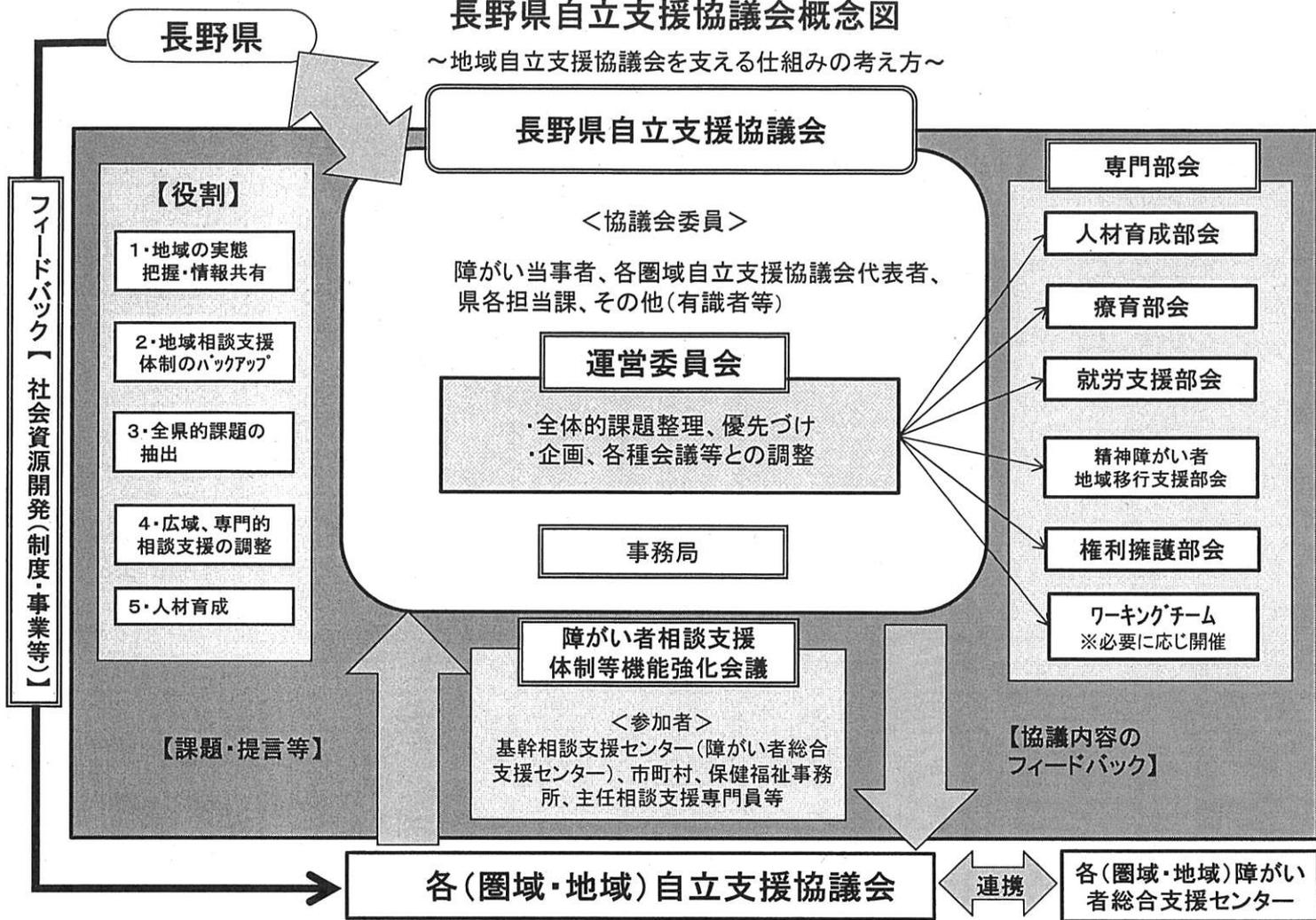
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

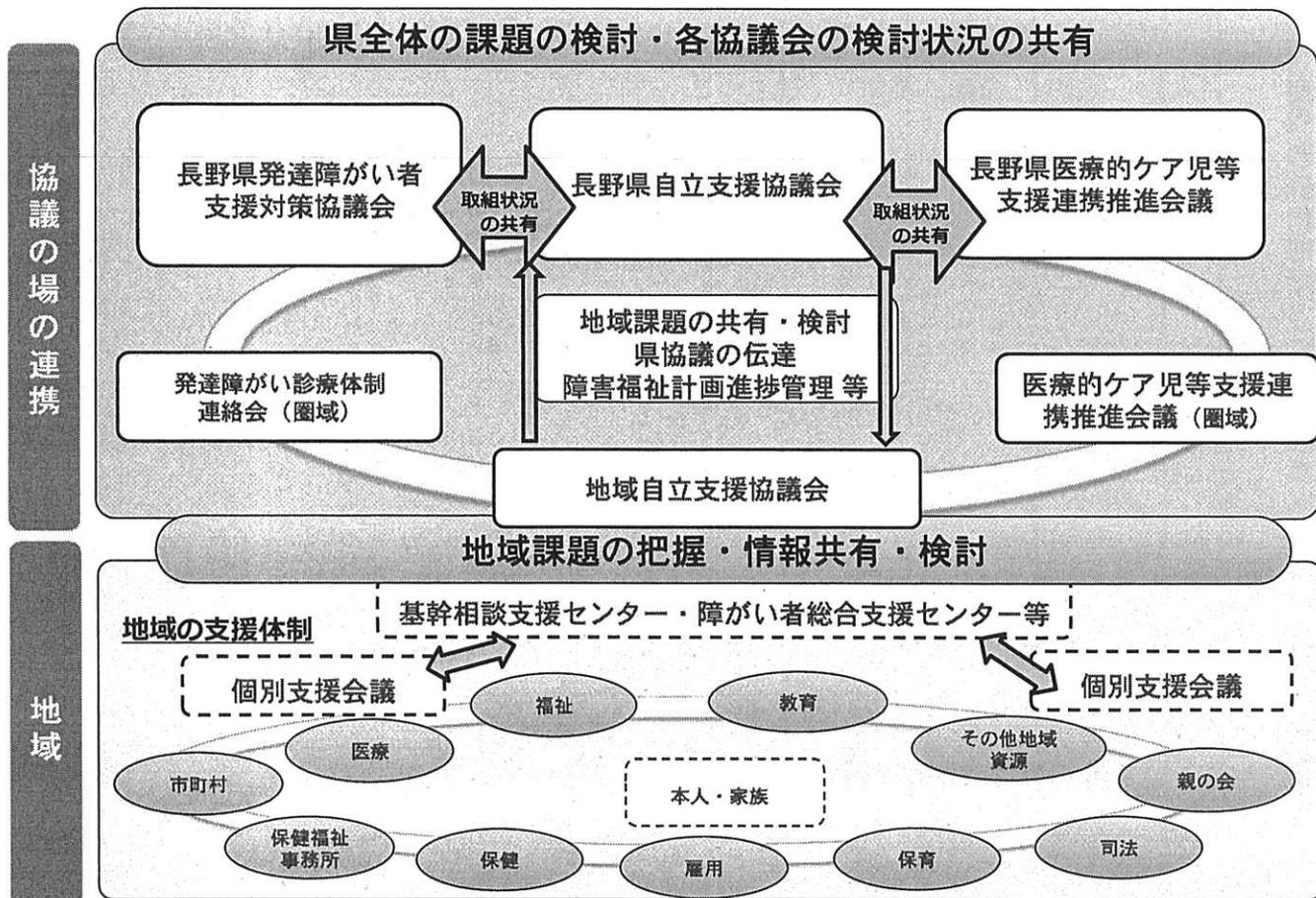
この要綱は令和2年9月1日から施行する。

長野県自立支援協議会概念図

～地域自立支援協議会を支える仕組みの考え方～



相談支援体制に係る協議の場の連携



各地域(圏域)の自立支援協議会から県自立支援協議会へ提出された課題の検討スケジュール

		(新年度)															
月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
圏域の自立支援協議会	部会		課題の把握														
	全体会						部会から提出された課題の協議										
	事務局		県自立支援協議会への提出期限(11月30日)														
県自立支援協議会	運営委員会										課題の整理、検討		共有、助言、情報提供、部会検討等				
	専門部会													具体化に向けた検討			
	全体会			第1回										第3回			第1回
														運営委員会案の提出			課題に対する取組方針等の報告
	事務局																関係機関への要望、要望のあった事務処理要領等の作成、施策化に向けた関係機関との調整

県自立支援協議会 課題提出様式(案)

提出日:

圏域(地域)名:

地域協議会での協議の経過		提出課題
提出部会		・課題の概要(課題の背景や考えられる圏域の状況) ・長野県(全圏域)で考えるポイント
地域協議会の部会での調査、検討等の経過と内容		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
全体会(地域協議会・本会)での報告、検討等の経過と内容		
年 月		
年 月		
年 月		
全体会(地域協議会・本会)での長野県協議会への意見のまとめ		

※ 適直行は増やして使用してください。

資料 2

運営委員会の活動計画等について

令和6年度 運営委員会 事業計画（案）

1. 本年度の目的

下記2のビジョンに沿って、各地域の障がい者相談支援体制及び障害福祉サービスの整備及び質の向上を図るため、各地域の基幹センター設置推進、相談支援体制の機能強化に向けた各種テーマ《人材育成、療育、就労、地域移行、権利擁護、事務局体制、福祉計画策定等》ごとに地域の課題を把握・整理しながら協議及び情報交換を機能強化会議等にて行う。

令和6年度から8年度までの運営委員会のビジョン

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の推進（進捗管理・検証・計画）

- ・地域生活支援拠点等の機能強化
- ・重度障がい児者の支援（実践報告、圏域の福祉計画の進捗の共有の機会の企画）
- ・地域協議会の運営の後方支援

2. 本年度の取り組み

- ① 各圏域の第7期障がい福祉計画・第3期障害児福祉計画の推進の後方支援
- ② 各地域の相談支援体制強化のための人材育成の促進（人材育成部会との協働会議の実施）
- ③ 地域生活支援拠点の活動の推進

3. 開催日程・取り組み内容等

	日程	テーマ
運営①	4/9	年間活動指針確認、機能強化会議詳細打合せ、全体会打合せ
機能強化①運営②	5/17	「令和6年度報酬改定のポイントについて ～相談支援体制と地域生活支援拠点等～」 機能強化会議振り返り、全体会打合せ①
運営③	5/30	各部会の年間計画確認、全体会打合せ②
全体会①	6/13	部会の活動計画
機能強化②運営④	7/9	人材育成部会との共同開催 相談支援従事者指導者養成講座復命等
運営⑤	8/6	機能強化会議振り返り、自立支援フォーラム打合せ①
運営⑥	9/17	自立支援フォーラム打合せ②、自立支援協議会打合せ①
運営⑦	10/8	自立支援協議会フォーラム開催@塩尻総合教育センター予定
運営⑧	11/5	自立支援フォーラム振り返り、自立支援協議会打合せ② 機能強化会議打合せ①
全体会②	11/21	部会の活動状況報告等
運営⑨	12/20	機能強化会議打合せ②
機能強化③運営⑩	1/15	「地域生活支援拠点等の機能強化に向けて（予定）」 機能強化会議振り返り
運営⑪	2/4	全体会打合せ①、年間活動のまとめと来年度へ引き継ぐ課題
運営⑫	2/25	全体会打合せ②、部会の活動報告
全体会③	3/11	活動報告

※追記 自立支援協議会フォーラムは会場都合により9月17日開催へ変更です

専門部会等の活動計画等について

- 人材育成部会
- 療育部会
- 就労支援部会
- 精神障がい者地域移行支援部会
- 権利擁護部会
- 運営委員会

令和6年度 長野県自立支援協議会 人材育成部会計画（案）

[1] 目的

地域で障がい児者を支える支援者の質の向上を図るため、県内各圏域にて支援者人材育成の中核を担う人たちが集まり、それぞれの地域の課題を確認、整理しながら、人材育成体制・研修体制の在り方について協議し、各圏域及び県全体の人材育成体制を向上させることを目的とする。

[2] 今年度のねらい

「長野県障がい者相談支援従事者人材ビジョン」に基づき、障がいのある方々がご本人の望む暮らしの実現に向けた相談支援の提供、また「安心して暮らせる地域づくり」を担う人材を育てることを目標にする。昨年度からの継続的な課題として、下記の項目を中心に取り組んでいく

(1) 障害福祉計画の推進（相談支援の質の向上）

- ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の実践促進（PDCA サイクル）
- ・基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の充実
（令和6年度報酬改定をふまえた相談支援体制整備について）
- ・主任相談支援専門員の役割と各圏域の活動状況の共有

(2) 人材ビジョンの活用

- ・「長野県障がい者相談支援従事者人材ビジョン」の活用により、相談体制を更に進めていく。
- ・主任の活躍する場として、地域 OJT 活動の定着を図る。
（モニタリング検証の仕組みの構築も主任の活躍を期待する場面となる）

(3) 相談支援従事者養成研修との連携

- ・法定研修と地域の人材育成の連携について
法定研修の内容及び獲得目標等の理解の再共有と連動した実習体制の構築
運営委員会との方針共有

法定研修と地域の体制づくりはリンクするため、人材育成部会と長野県相談支援専門員協会（法定研修指定事業者）、国研修参加者の協働を継続していく。

[3] 開催日程、内容等（令和6年度）

	日程	テーマ
第1回	5月8日 (水)	・今年度の部会の取組について ・令和6年度相談支援従事者指導者養成研修の予定について ・国研修の受講推薦について（方針等確認） ・法定研修の内容及び獲得目標等の理解の再共有と連動した実習体

		制について確認
第2回	7月9日 (火)	<p>〈機能強化会議と合同・集合開催〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援従事者指導者養成研修の復命（4コース） ・相談支援従事者初任者研修 各圏域の実習体制について <p>※ 主任研修についての案内 ⇒ 推薦予定人数調査</p>
第3回	9月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・第7期（第3期）障害福祉計画の進捗確認（相談支援） <p>体制整備の状況確認・共有</p>
第4回	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援従事者初任者・現任研修 各圏域の実習体制について ・モニタリング検証と地域 OJT の体制整備の情報共有
第5回	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向けて ・まとめ

令和6年度 長野県自立支援協議会療育部会計画（案）

[1] 目的

各圏域の課題を吸い上げ、圏域及び全県の療育支援体制について協議し、障がいのある子どもとその家族が地域で安心して生活を送ることができる支援体制の強化を目指す。

【重点項目】

- ①「本人（子ども）中心支援」「家族（親・きょうだい）支援」
- ②療育に係る福祉・保健・医療・保育・教育・就労等、関係分野との連携強化
- ③ライフステージに応じた途切れない支援の提供
- ④障がい児等の支援体制に係る協議の場の連携
- ⑤インクルージョンの推進

[2] 今年度のねらい

- 1 発達障がい児者（※診断のない場合も含む）や医療的ケア児者の協議の場である「長野県発達障がい者支援対策協議会」「長野県医療的ケア児支援連携推進会議」と連動し、関係機関との連携を図る。
- 2 当事者・保護者が早期から身近な地域で相談等が受けられる体制の一層の充実をはかるため各圏域間のネットワークづくりを行う。
- 3 第3期障害児福祉計画の初年度であるため、成果目標や地域の取組状況の共有を行う。
- 4 圏域療育部会への後方支援を行うため、県部会としての情報共有・情報発信をより一層行い、圏域の障がい児等に対する支援体制への協議の場との連携体制を強化する。
- 5 インクルージョンの推進を含めた切れ目のない支援に向けた地域の療育体制における課題検討を行う。

[3] 部会参加者

各圏域の自立支援協議会の代表者である療育コーディネーター等、各圏域の療育（こども）部会の代表者を中心とし、必要に応じて、教育、医療、保健福祉事務所等の関係機関やスタッフ（発達障がいサポートマネージャー、療法士、心理、障がい児相談）の参加を図る。

[4] 開催日程、内容等

	日程	テーマ
第1回	5/24（金）	・本年度の部会について ・各圏域の療育（こども）部会の今年度の取組について情報交換
第2回	8/1（木）	・インクルージョンの推進に向けた地域の取組状況について
第3回	11/26（火）	・インクルージョンの推進について（好事例の発信）
第4回	2/12（水）	・1年間のまとめ

令和6年度 長野県自立支援協議会 就労支援部会 事業計画（案）

[1] 部会の目的

- (1) 長野県の障がい者の一般就労等雇用の促進（短期トレーニング事業の利用推進）
- (2) 福祉施設（就労移行・継続A型・B型）と労働雇用関係機関、教育部門との連携強化
- (3) 支援者の資質向上に向けた研修会の実施
- (4) 長野県内の圏域部会活動の活性化

[2] 今年度のねらい

(1) 研修事業

障がい者の更なる就労促進に取り組むため、各地域の課題を抽出し、就労支援に係る支援力向上のための、人材育成に特化した研修会を開催する。

(2) 連携支援事業

長野県内の各圏域就労支援部会の活動等について情報共有を行うとともに、圏域福祉計画の進捗状況の共有を行う中で、関係者間の連携の更なる充実を図る。

(3) 人材確保、育成事業

就労支援に関わる人材確保、育成について、各圏域の現状や取組状況等を共有し、課題解決に向けた糸口を掴む。

[3] 日程及び内容

月	運営委員会の内容 (部会長、副部会長、事務局が部会開催前に実施)	部会開催日	部会の内容
5～8	今年度部会の事業計画、開催日程の調整、研修について	5/14（火）	事業計画、R6部会構成の検討
		7/17（水）	圏域間の情報共有等
9～12	事業進捗状況共有、修正	10/9（水）	研修準備
		12/11（水）	研修（終日）
12～3	事業評価	1/29（水）	国の動向等の情報共有
		3/5（水）	圏域間の情報共有等

[4] 「就労アセスメント分科会」について

- ・障害者総合支援法の改正により、就労アセスメントの手法を活用した支援が制度化（「就労選択支援」の創設）されることから、教育分野も含めた関係者を参集した分科会を令和5年度に設置し、新制度創設（令和7年10月施行）に備えた協議等を行った。令和6年度はモデル的にアセスメントを実施し、課題の早期把握、共有と改善に向けた取組を行う。
- ・分科会長は就労支援部会長とし、構成員は就労支援部会運営委員、県教委特別支援教育課担当者及び特別支援学校進路指導主事とする。
- ・年3回開催予定。

（参考）

障がい者短期トレーニング促進事業 令和5年度実績 のべ 436 件
（令和4年度実績 のべ 467 件）

令和6年度長野県自立支援協議会就労支援部会

就労アセスメント分科会事業計画（案）

[1] 分科会の目的

- ①長野県の障がい者の就労支援促進のための課題把握
- ②自己決定を促すために必要な対象者（障がい者）への情報提供方法の検討
- ③相談支援専門員との更なる連携強化
（アセスメントシートの継続的かつ有効的な活用方法の検討）

[2] 今年度のねらい

・地域課題の把握・情報提供

障害者総合支援法の改正により、「就労アセスメント」の手法を活用した支援が制度化されるが（令和7年10月施行）、現時点で未決定な部分も多く協議を行うことは困難である。就労選択支援に関連が大きい就労アセスメントについて、特に関わりの深い教育分野との関わりを密にし、現行の「就労アセスメント」における地域課題の把握及び情報交換等を行い、新制度創設に備えた協議等を行う。

[3] 日程及び内容

月	運営委員会の内容 (部会長、副部会長、事務局が 部会開催前に実施)	分科会開催日	分科会の内容
5～8	昨年度の振り返り、今年度の 事業計画及び開催日程につ いて	要調整	福祉分野、教育分野双方におけ る課題の共有 分科会の目的の共有
9～ 11	進捗状況共有	要調整	モデル事業実施結果報告及び 課題の抽出
12～ 3	事業評価	要調整	就労選択支援制度創設に向け ての総評及び提案

*就労選択支援における従事者人員配置・要件について、就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を必要（令和9年度末までは職業センター主催の基礎的研修と同等の研修）とされていることから、必要な情報等を把握、整理する中で、県就労支援部会と協働で圏域就労支援部会へ情報発信を行う。また、必要に応じて就労アセスメント体制強化事業における研修への参加を促す。

[4] 分科会長・構成員

(分科会長) 就労支援部会長

(構成員) 就労支援部運営委員

特別支援教育課

特別支援学校進路指導主事（稲荷山養護、上田養護、安曇養護、伊那養護）

令和6年度 長野県自立支援協議会精神障がい者地域移行支援部会計画（案）

[1] 分科会の目的

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で医療、福祉等の支援を行うという観点から、入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援体制の整備等に取り組む。

項目	現状※	目標 2026年度
入院後、3か月時点の退院率	67.8%(2020年度)	68.9%以上
入院後、6か月時点の退院率	83.0%(2020年度)	84.5%以上
入院後、1年時点の退院率	90.1%(2020年度)	91.0%以上
入院期間が1年以上である長期入院患者数	2,174人(2023年度)	1,927人
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	325.3日(2020年度)	325.3日以上

[2] 今年度のねらい

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について関係者が理解を深め、情報共有を図ることにより各圏域における地域移行・地域定着体制の強化に取り組むとともに、継続して事業を取り組める体制づくりのために、各分野の取組の工夫を共有する。

<地域移行支援部会>

- 1 精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議での各圏域の課題等について共有し、検討を加えてフィードバックをする等、部会と連絡会議が有効に機能できる体制とする。
- 2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、長期入院、高齢化等の課題について整理し協議を行う。
- 3 第7期障害福祉計画において、国の指針を踏まえた県の進捗状況について確認及び検討する。

<精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議>

- 1 連絡会議で他圏域の取組状況等の情報を得たり、事例を学んだり検討することで、県内全体の地域生活支援に関する関係者の資質の向上を図る。
- 2 精神障がい者の地域移行、地域の支援体制、ピアサポートの活用等について情報共有し、課題等の検討を深める。

【日程及び内容】

<地域移行支援部会> 年3回程度

第1回 令和6年5月【書面開催】内容：令和6年度の部会の体制について、今年度の活動方針

第2回 令和6年8月頃 内容：精神障がい者地域生活支援事業の計画、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた課題整理及び活動状況確認、第7期障害福祉計画について等

第3回 令和7年2月中旬頃 内容:課題の整理、事業評価、第7期障害福祉計画の進捗状況確認等

<精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議> 年2回程度

第1回 令和6年7月頃 内容:各圏域の令和6年度の取組等について情報共有

第2回 令和7年1月下旬 内容:1年間のまとめ及び次年度に向けて

令和6年度 長野県自立支援協議会 権利擁護部会計画（案）

[1] 部会の目的

障害者虐待防止及び障害者差別解消に関する各圏域の協議会活動への応援部会とする。

[2] 今年度のねらい

- (1) 報酬改定における事業所の虐待防止措置未実施の減算規定導入を念頭に、障がい者虐待案件の課題検証を実施する。
- (2) 県障がい者虐待防止研修への協力を行う。
- (3) 差別解消地域協議会等差別解消法に係わる取り組み状況の確認を行う。
- (4) その他、各圏域からあげられた権利擁護部会に関する課題検討。

[3] 日程及び内容

第1回 令和6年5月23日（木）Web会議

各圏域権利擁護部会の令和5年度活動状況報告

令和6年度県権利擁護部会計画について

令和5年度障がい者虐待防止・権利擁護研修の実績報告

第2回 令和6年7月25日（木）Web会議

各圏域の令和6年度活動計画

各圏域における虐待防止の課題・情報共有（事業所における虐待防止措置の取り組み事例等について）

虐待が発生した場合の対応フロー図の見直しについて

第3回 令和6年10月3日（木）集合開催

虐待が発生した場合の対応フロー図の見直しについて

令和6年度障がい者虐待防止・権利擁護研修について

各圏域における差別解消の課題・情報共有

第4回 令和7年1月23日（木）Web会議

各圏域における差別解消の課題・情報共有

令和6年度のまとめ

資料 4

地域（自立支援協議会）の運営について

○令和 6 年度第 1 回障がい者相談支援体制等機能強化会議

参加者アンケート集計結果

○質問事項と回答

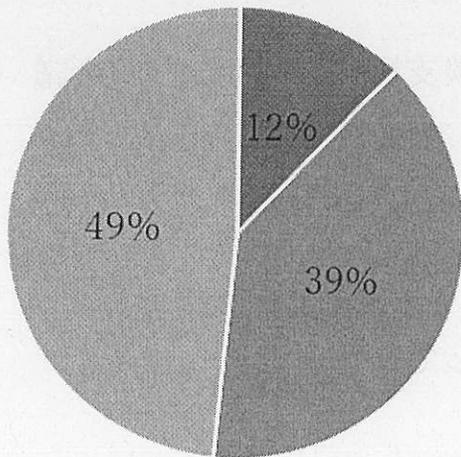
○地域の自立支援協議会で協議してほしいこと

令和6年度第1回障がい者相談支援体制等機能強化会議

参加者アンケート集計結果

各圏域（地域）協議会から3名までの参加を受け、集合形式で開催。
基幹・総合支援センター職員、行政職員を中心に57名が参加（アンケート回収数 33件）。

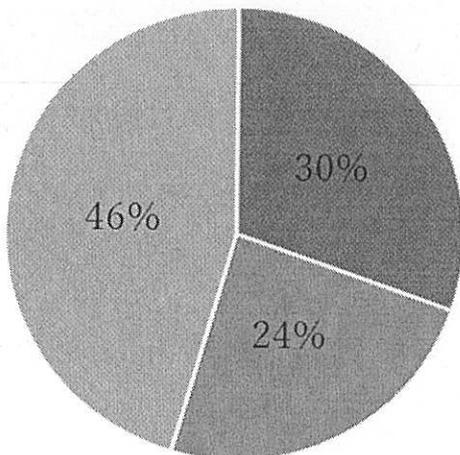
会議事項（1）「令和6年度報酬改定のポイントについて」の内容はいかがでしたか。



■ とてもよかった ■ よかった ■ ふつう

- ・報酬改訂のポイントを押さえた解説が分かりやすかった。
- ・相談に特化した部分は、もう少し時間をかけて細かに聞きたいと思った。
- ・相談支援の部分の資料が手元になかったためとよりわかりやすかった。
- ・資料や動画配信だけでは理解不十分なところ、勉強できる良い機会となった。

会議事項（2）「圏域（地域）ごとの意見交換」の内容はいかがでしたか。



■ とてもよかった ■ よかった ■ ふつう ■ 悪かった

- ・基幹センターとして取り組まないといけないこともたくさんあると再確認した。
- ・拠点整備については、松本の場合は協議会ではなく、圏域単位で話合いたい
- ・他圏域はどのような内容で話し合ったのか、共有したい。

質問事項

- ・広域的人材とはどこの誰のことか？
- ・市町村社会福祉士は相談支援専門員になれるのか？
- ・拠点COが常勤であることが望ましいとあるが、財源措置はないか？

Q1 広域的人材とは具体的には？

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

- 【強度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】
 - 区分4以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
 - 強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。（現行）基準及び人員配置体制加算の配属数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上【強度障害者支援加算（通所入所）】
 - 区分4,5の報酬区分を新設する。
 - 標準的な支援を推進するため、強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。
 - 【強度障害者支援加算（生活介護施設）】
 - 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適切に対応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。
 - 【強度障害者支援加算（通所）】
 - 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が10点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

②状態が悪化した強度行動障害を有する児童への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。 ※期間は3か月を限度

【新設】集中的支援加算

- ・広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
- ・状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日

	区分4以上かつ10点以上 強度行動障害修了者加算				区分6以上かつ10点以上 強度行動障害修了者加算			
	【新設】 導入	【新設】 初期	【新設】 後期	【新設】 評価	【新設】 導入	【新設】 初期	【新設】 後期	【新設】 評価
生活介護・施設入所加算	導入・4単位 180単位	初期 400単位	後期 150単位	評価 +200単位	【新設】 導入・4単位 360単位	【新設】 初期 500単位	【新設】 後期 150単位	【新設】 評価 +200単位
短期入所	【新設】 導入 30単位	【新設】 初期 +70単位	【新設】 後期 +50単位	【新設】 評価 +50単位	【新設】 導入 50単位	【新設】 初期 +100単位	【新設】 後期 +50単位	【新設】 評価 +50単位
共同生活援助	導入・4単位 180単位	【新設】 初期 400単位	【新設】 後期 150単位	【新設】 評価 +200単位	【新設】 導入・4単位 360単位	【新設】 初期 500単位	【新設】 後期 150単位	【新設】 評価 +200単位

③行動関連における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は別途）。

【行動関連の基本報酬】（前）

- ・所帯時間50分以上1時間未満の場合（現行） 407単位 →（見直し後） 437単位
- ・所帯時間50分以上2時間未満の場合（現行） 1,240単位 →（見直し後） 1,204単位

○ 特定事業所加算以下の要件を追加する。

- ・医療・教育等の関係機関との連携、行動関連項目10点以上の者の受入れ
- ・中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

④強度障害者等包括支援における専門性の評価等

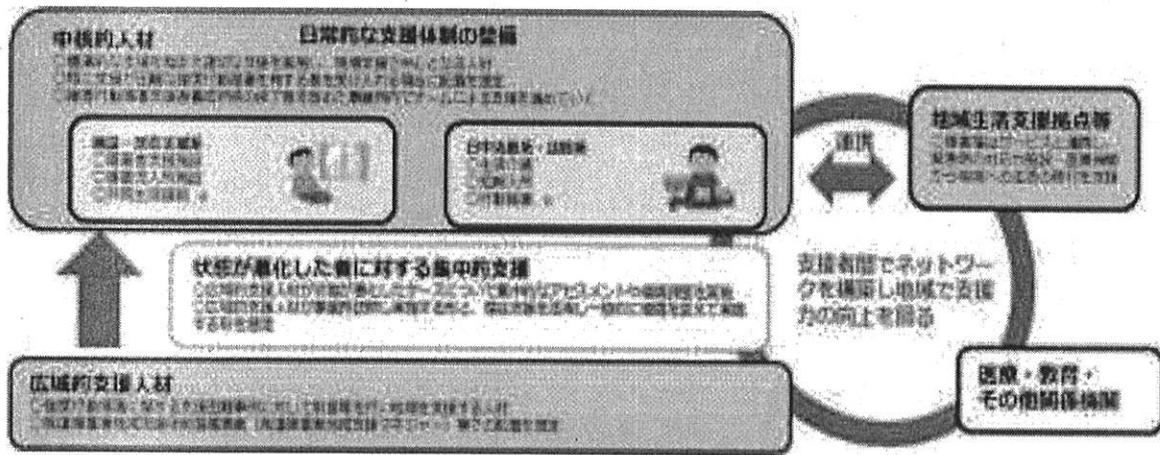
- 訪問サービスにおいて有資格者による支援を評価する。

【新設】有資格者支援加算 60単位/日（1人1日当たり）

- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。

【新設】外部連携支援加算 200単位/回（月4回を限度）

当日資料の
PIO参照
右側中段に注目!



高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。

⇒「発達障害者地域支援体制整備事業（発達障害者地域支援マネージャー）等での配置を想定」されています。

Q2 市町村社会福祉士は相談支援専門員になれるのか？

- 市町村において相談支援事業に従事する見込みがあり、告示に示された施設等において相談支援または介護等業務に従事していた期間が、5年（場合によっては3年、10年）あることが証明でき、相談支援専門員初任者研修を修了した場合には、相談支援専門員になることができます。
- 市町村において相談支援事業に従事する見込みがあるとは、計画相談、障害児相談等を、市町村が事業所の指定を受けて実施する場合の他、基幹相談センターなど地域生活支援事業における相談支援を市町村が直営で行う場合が想定されます。

3

相談支援専門員の要件について

(参考)長野県HP

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/shogai/joho/jigyosha/kenshu.html>

ホーム > 健康・医療・福祉 > 障がい者福祉 > 障害福祉サービス > 障がい福祉関係研修について

⇒このページの「3研修に関するQ&A等」⇒相談支援専門員の各資料からも確認いただけます。

4

Q3 拠点COが常勤であることが望ましいとあるが、財源措置はないか？

当日資料のP7~P10及び追加資料を参照

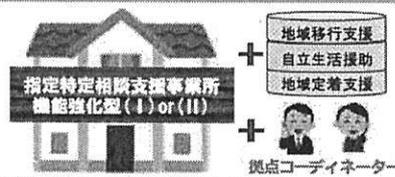
地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。(別紙参照)

【新設】 地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月 *拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限
(地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



5

【新設】

以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援において加算する。

① 計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。

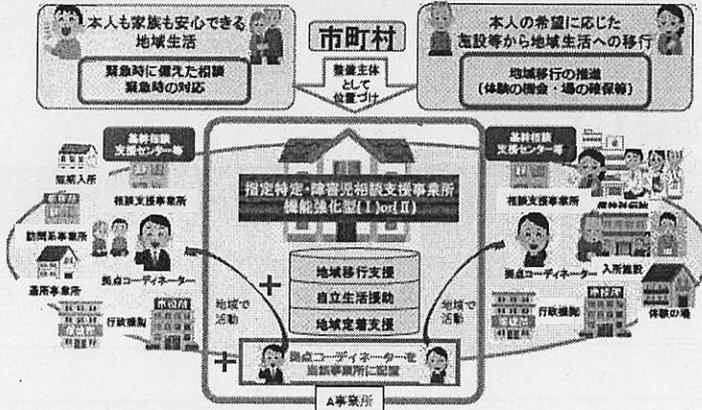
② 計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。)、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関(基幹相談支援センター等)において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合。

* 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。地域生活支援拠点等機能強化加算500単位/月

6

拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が単独で配置する場合



② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で共同して配置する場合



【新設】 地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

○ 以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援において加算する。

① 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。

② 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る運営の運営者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合。

* 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。

【拠点コーディネーターの役割（例）】

- 市町村との連携体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や連携体制の整理等の、地域における連携体制の構築。
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。

* 拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。

* 本報酬は法第77条第3項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害児相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

地域の自立支援協議会で協議してほしいこと

人材育成

圏域(地域)ごとの人材育成

⇒OJTの実施

長野県障がい者相談支援従事者
人材ビジョン(Ver.2.1)の活用

拠点整備と強化

年に一回以上の見直し
⇒拠点コーディネーター(新)

地域中核人材の協議会参画

⇒個の課題から地域課題へ

昨年度第3回長野県自立支援協議会
全体会で紹介した「(自立支援)協議会
設置・運営ガイドライン」

⇒人材育成部会にて情報提供済み

⇒主任の圏域推薦者の検討

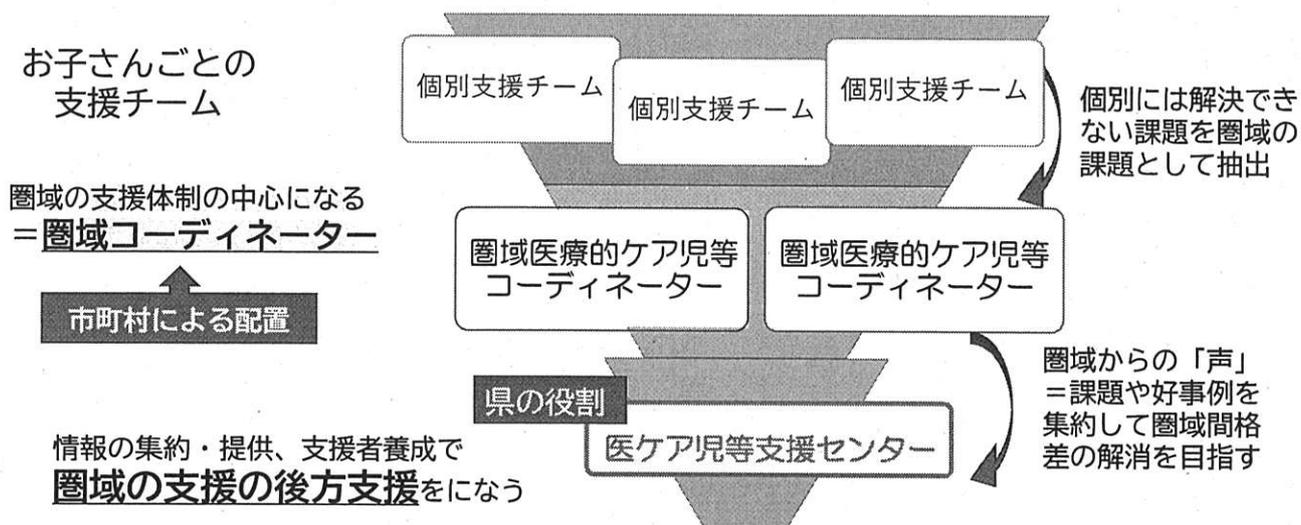
(参考)主任1加算・・・協議会の意
見をきくことが望ましい

その他

- 長野県医療的ケア児等支援連携推進会議について
- 長野県発達障がい者支援対策協議会について
- 長野県障がい者プラン2024について
- 長野県自立支援協議会 開催予定日について

長野県が目指す多層な支援体制

個別ケース ▶ 地域・圏域(市町村) ▶ 県医療的ケア児等支援センター



医療的ケア児等支援センター人員体制

- センター長 障がい者支援課長
- 副センター長 (常勤)
- 保健師(常勤)
- スーパーバイザー看護師 (非常勤)
- スーパーバイザー医師 (3名の小児科医に委嘱)

庁内連携会議で県庁内各課との連携も構築

在宅医療/周産期・母子保健/難病/災害対策/人材育成/
 保育・児童養護/保育園・小・中学校での医療的ケア/
 特別支援教育と卒業後の進路/就労 担当課 等



医療的ケア児等支援センターの活動実績



○相談対応

相談内容	R4年度	R5年度
保育所・学校の体制整備	23	30
制度や事業に関すること	17	26
圏域・職種間の連携体制	14	2
レスパイトに関すること	13	0
困難事例に関すること	13	11
長野県の情報が欲しい	13	9
災害対策	12	8
関係機関との連携	10	12
看護師確保	9	4
看護指示書取得について	8	6
傾聴してほしい	6	3
医ケアCoの配置・業務	5	0
卒業後の居場所	4	4
その他	34	10

○アウトリーチ

行先	R4年度	R5年度
行政（教委含）	9	5
学校・保育所	24	29
事業所	13	6
協議の場	47	43
ケース会議・家族会	12	8
研修・講演	36	29
その他	14	11

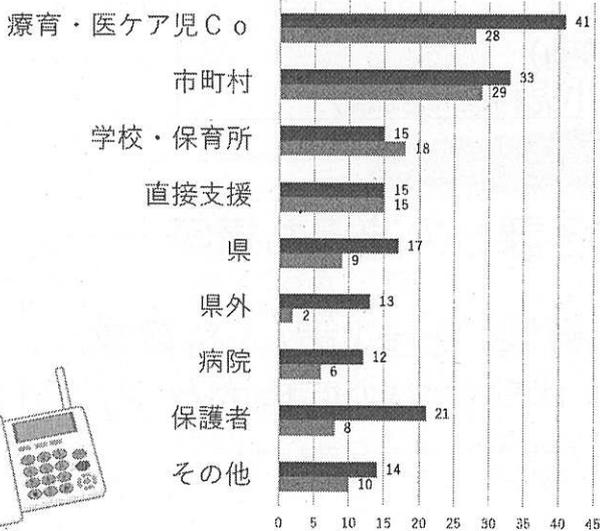
○人材育成

医療的ケア児等支援人材育成研修	動画視聴
医療的ケア児等コーディネーター研修	17名修了
支援スキルアップ研修	動画視聴
地域の要請による研修	7回
シンポジウム、事例検討、連携連絡会	10回

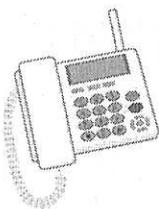
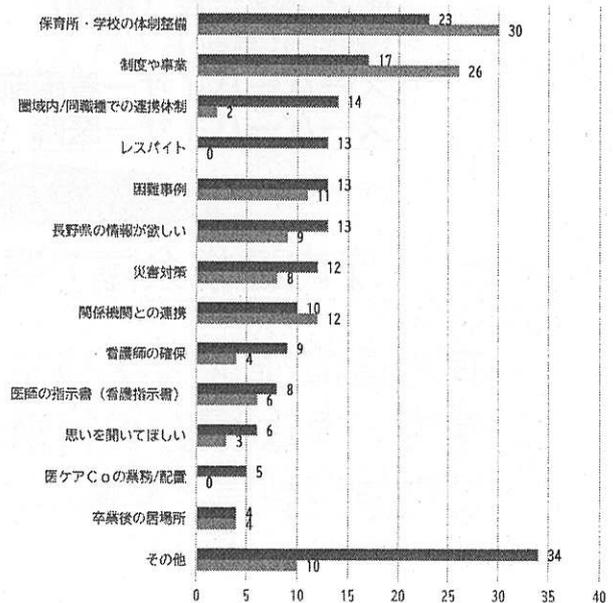
【相談対応】 令和4年度 181件

令和5年度 125件

相談元



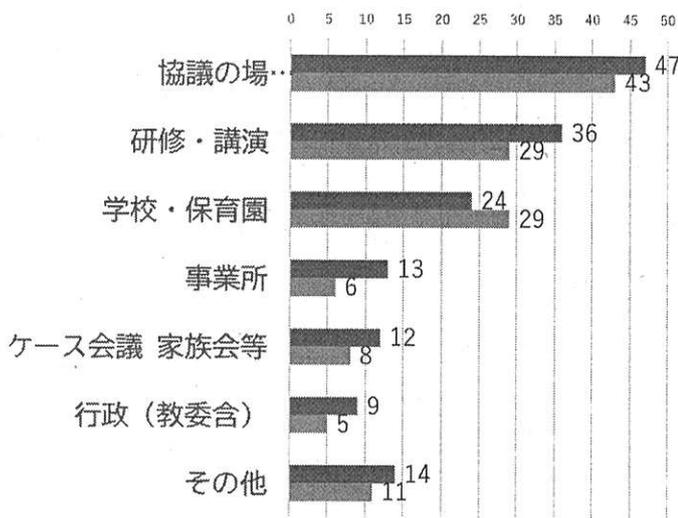
相談内容



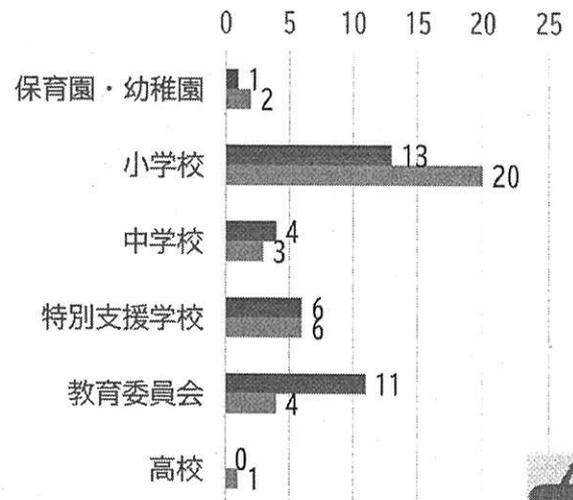
【アウトリーチ】令和4年度 155回

令和5年度 131回

アウトリーチ先



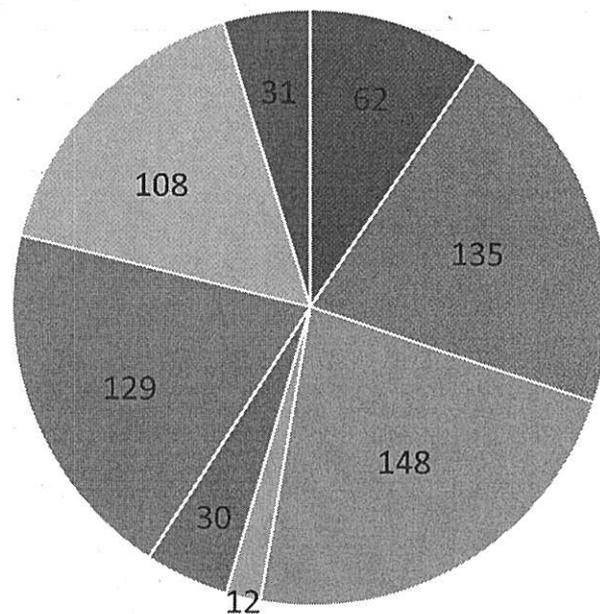
学校関係
(R4：35件 R5：36件)

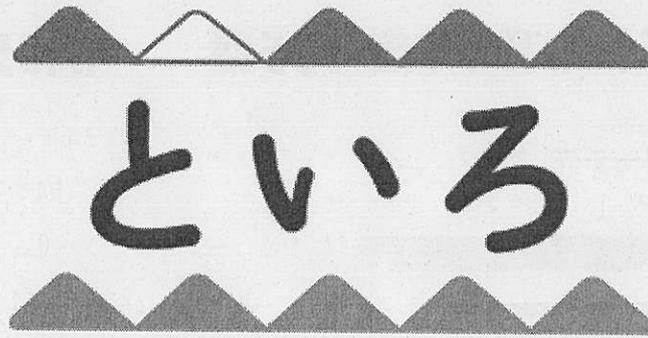


【人材育成（受講者数）】令和5年度 655人

受講者内訳

- 相談支援
- 直接支援
- 訪問看護師
- 病院職員
- 保健師
- 教職員
- 学校看護
- その他





令和5年4月から長野県発達障がい情報・支援センターが開所しましたが、この度、センターの愛称とロゴが決定しました。

<愛称の理由>

長野県内、障がい保健福祉圏域10圏域の各発達障がいサポート・マネージャーの方々と協力しながら、県内の発達障がいの支援がより深まるように活動し、十人十色の多様性が認められる世の中になることへの願いを込めて、この愛称としました。

<ロゴの意味>

十人十色の「10」、長野県内10圏域をあらわす「10」、そして、約10人に1人が発達障がいなど生きづらさを抱えているということを、長野県を象徴する山の形で表現したのになっています。

～ホームページ～

<https://naganoken-hattatsu.info/>

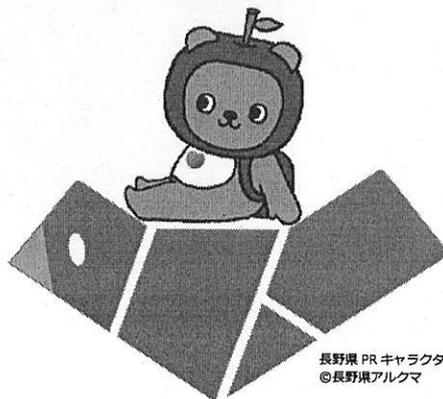


1回目

センター紹介動画を YouTube で配信中
二次元コードからご視聴ください



2回目



長野県 PR キャラクター『アルクマ』
©長野県アルクマ

動画ライブラリーのお知らせ

令和5年6月から長野県発達障がい情報・支援センターのホームページを開設してきましたが、この度、動画ライブラリーを公開します。

シリーズ第1弾として、信州大学医学部子どものこころの発達医学教室・信州大学医学部精神医学教室の篠山大明先生が書かれた「あらためてきちんと知りたい発達障害」の本を動画にしました。発達障がいを知りたいすべての人におすすめの動画です。

下記のURLからお申し込みください。お申込みいただくと、自動返信のメールで動画視聴のためのURLが返信されます。

<https://forms.gle/kc9HeQjzeL7WaV2U8>



「発達障害」再考
あらためてきちんと知りたい発達障害

第1回：発達障害とは？

信州大学医学部子どものこころの発達医学教室



信州大学医学部精神医学教室
ささやま だいめい
篠山 大明

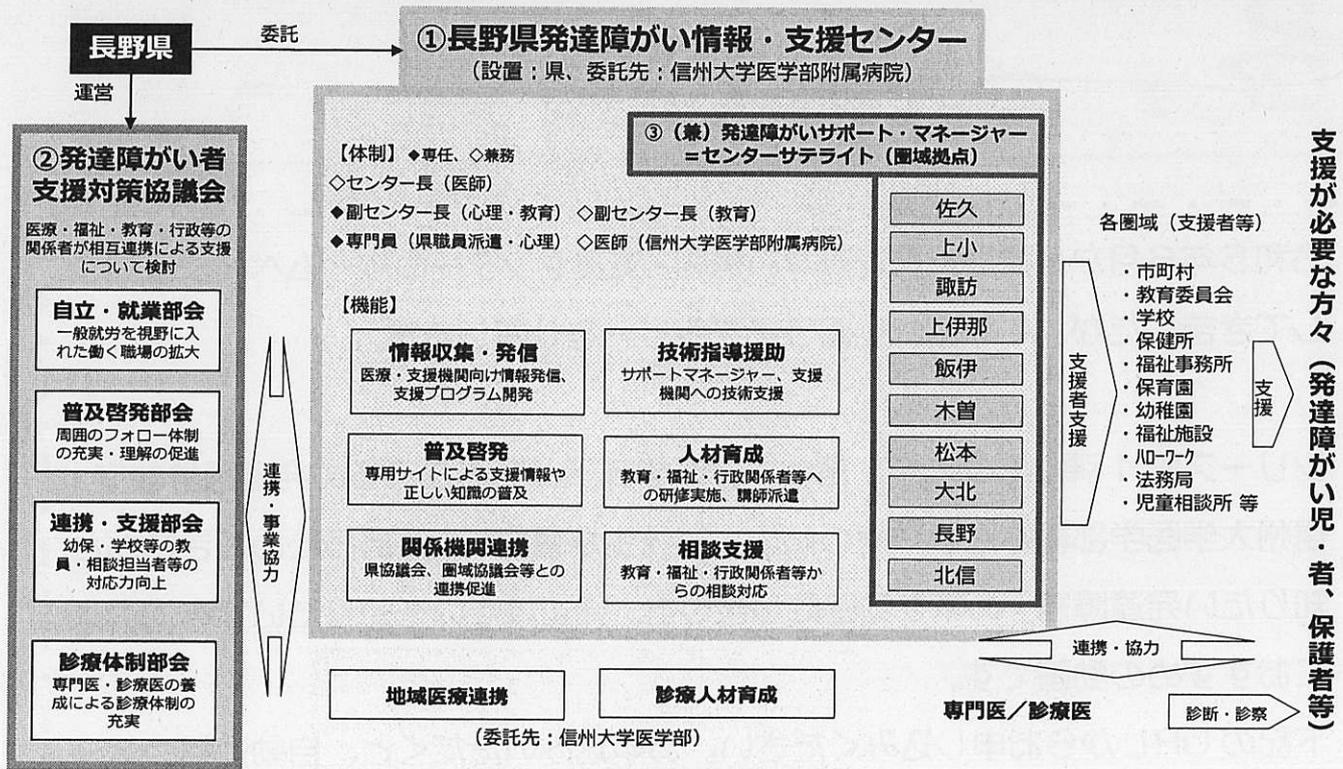


お問い合わせ先：長野県発達障がい情報・支援センター TEL 0263-37-2725 (平日 9時～16時)

現在の県における発達障がい児・者の支援体制

(※学校内の取組は県教育委員会において施策を推進)

◆発達障がい児・者に対する支援の充実を図るため、令和5年度から、これまでの「発達障がい者支援センター」、「発達障がい者支援対策協議会」、「発達障がいサポート・マネージャー」の各機能を整理・集約し、体制を強化。



次サ支援 2-3

①「長野県発達障がい情報・支援センター」の取組

◆従来の県直営の「発達障がい者支援センター」を、令和5年4月から「発達障がい情報・支援センター」(委託先:信州大学医学部附属病院)へ改組し、発達障がい支援の人材育成、情報発信や専門の支援プログラム開発等を実施。
◆各地域で分野・年代を越えて一貫した支援を行う「発達障がいサポート・マネージャー(サボマネ)」(10圏域に配置)を新センターの兼務職員とし、医学的エビデンスに基づく支援技術向上のほか、医療・教育・福祉の連携を強化。

(1) 体制

(敬称略、順不同)

センター長	本田 秀夫 (医療/信州大学医学部、兼務)
副センター長	宮内 かつら (心理・教育)、高橋 知音 (教育/信州大学教育学部、兼務)
センター職員	県派遣職員 (心理)、 専門医 (医療/信大子どものこころの発達医学教室、兼務) 発達障がいサポート・マネージャー 10名 (各圏域に1名、兼務) 等

(2) 取組内容等

項目	取組内容	主なR5実績 (R6.3月末時点)
人材育成 (技術指導援助)	①発達障がいサポート・マネージャー研修の開催 ②発達障がい支援者研修会の開催 ③市町村発達障がい支援担当者連絡会の開催 ④事例検討会等での助言 ⑤研修会等への講師派遣	・サボマネとの情報交換 (延べ97回) ・講師派遣 (延71回)、市町村、支援者向け研修 (参加等延 7,000名以上)
情報収集・発信	①発達障がいに関する支援情報の発信 ②圏域の発達障がい支援に関する情報集約・発信 ③独自の発達障がい支援プログラムの検討 ④発達障がいに関する調査等	・ホームページ開設 (R5.5)
普及啓発	①ホームページ等による情報発信 ②発達障がい者サポーター養成講座の促進 ③地域住民向け講演会等の開催、講師派遣 ④啓発パンフレット、チラシ、動画等の作成 ⑤親の会、当事者会との連携	・サポーター養成講座 (18回) ・各種動画コンテンツの作成・ホームページ掲載
相談支援	①電話によるケース相談 ②各圏域の支援機関の紹介	・219件の支援相談を受付

次サ支援 2-4



<市町村向け担当者連絡会(研修会)、センターホームページ>



②「長野県発達障がい者支援対策協議会」の取組

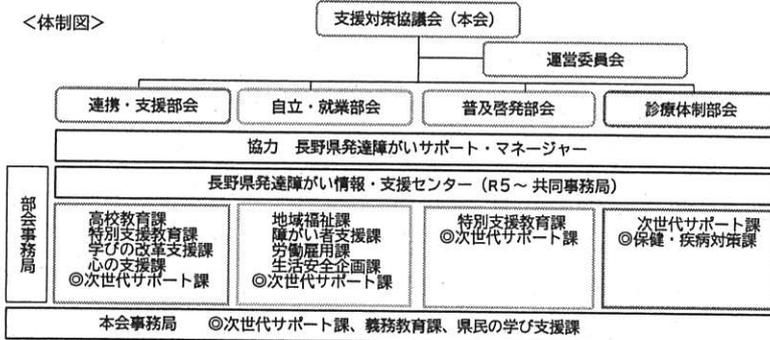
- ◆ 乳幼児期から成人期までの各年代を通して、発達障がい児・者に適切な支援の在り方を検討するため、医療、福祉、教育、行政等の各分野の関係者による協議会を設置・運営（平成21年度～）。
- ◆ 教員等の知識と対応力のばらつき、発達障がい者の自立・就業先の拡大、当事者やその家族へのフォローや理解の不足、発達障がいを診療できる医師の不足、などの課題の解消に向けた支援策を協議・実施。

協議会の検討体制／各部署の主な取組内容

<研修・啓発事例>

・協議会（本会）のほか、テーマ毎の4部会により構成。

<体制図>

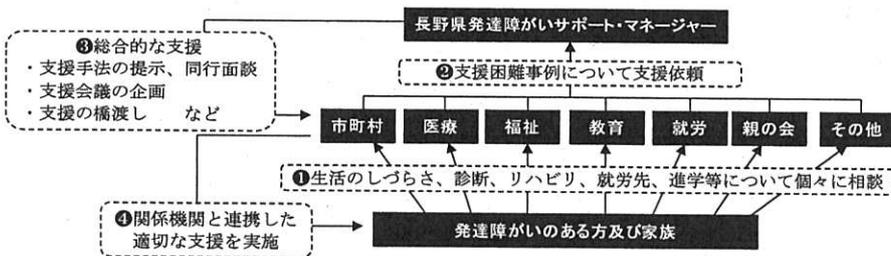


- 連携・支援**
 - 幼児教育・保育・学校等のすべての教員や各種相談担当者の基礎的知識と対応力向上
 - リーフレット「早めの気づき適切な学び」の学校等を通じた周知
 - 自立・就業**
 - 一般就労を視野に入れた働く職場の拡大、司法分野の理解力向上
 - 「触法」に関する課題への対応
 - ・ 司法・警察関係者に対する研修や情報交換
 - 普及啓発**
 - 発達障がい者やその家族に対する、周囲のフォロー体制の充実・理解の促進
 - 医療・教育・福祉の合同研修会開催、発達障がい啓発週間での広報
 - 診療体制**
 - 専門医の養成・確保等による診療体制の充実
 - OLD（学習障害）への対応
 - ・ 医療から教育への助言、教育から医療への情報フィードバック
- 次々支援 2-5



③「発達障がいサポート・マネージャー」の取組 (H25～)

- ◆ 発達障がい者やその家族の一貫した支援の連携体制を構築するため、県内10の圏域に1名ずつ「発達障がいサポート・マネージャー」を配置し、各地域の実情に応じた支援者支援を行う
- ◆ 「発達障がい者支援対策協議会」の協力部会員や「長野県発達障がい情報・支援センター」の兼務職員とすることで、関係機関との連携を強化
- ◆ 月に1度、「発達障がいサポート・マネージャー」が集まる連絡会を開催し、各圏域同士の事例共有等を図る



発達障がいサポート・マネージャー連絡会

○発達障がいサポート・マネージャーの構成 (令和6年度)

圏域	所属	氏名	前職
佐久	特定非営利活動法人ウィズハートさく	矢島 克美	主任相談支援専門員
上小	上小圏域障害者総合支援センター	佐藤 永寿子	発達障がい支援専門員
諏訪	諏訪圏域障がい者総合支援センター オアシス	茅野 進	小学校校長
上伊那	上伊那圏域障がい者総合支援センター きらりあ	松田 佳大	発達障がい支援専門員
飯伊	飯伊圏域障がい者総合支援センター ほっとすまいる	堀内 克敏	小学校校長
木曽	木曽障害者総合支援センター ともし	武居 竹生	中学校校長
松本	株式会社アストコ	新保 文彦	発達障がい支援専門員
大北	大北圏域障害者総合支援センター スクラム・ネット	二木 むつみ	高校教員
長野	社会福祉法人 森と木	岸田 隆	法人総括コーディネーター
北信	北信圏域障害者総合相談支援センター ぱれっと	坂爪 麗子	療育コーディネーター

次々支援 2-6

(参考)

1 発達障がい関係の主な法令と県における支援体制の経過

- ◆ 発達障害者支援法の制定等を踏まえ、県では、
 - ・発達障がい支援に関する様々な分野の関係者による協議の場「発達障がい者支援対策協議会」を設置 (H21～)
 - ・相談支援、普及啓発、人材育成等を担う「発達障がい者支援センター」を設置 (H17～)

〔国〕発達障害者支援法 (H16制定、H28改正)

：障害の早期発見や早期支援の体制整備と、乳幼児期から高齢期までの切れ目ない支援、教育・福祉・医療・労働との密接な連携等について規定。

〔国〕障害者差別解消法 (H25制定、R3改正)

：障害を理由とする差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）の解消推進について規定。

〔県〕長野県障がい者共生条例 (R4制定)

：障がいの自立及び社会参加に向け、基本理念のほか県が取り組むべき基本施策や、差別解消のためのあっせん制度創設等を規定。

«法令等を踏まえた、県の取組経過»

■長野県発達障がい者支援センター (H17～)

- H17.4 発達障害者支援法施行に伴い、長野県自閉症・発達障害支援センター設置 (H22・26に名称変更)
- R05.4 長野県発達障がい情報・支援センターの名称で、長野県から信州大学医学部附属病院へ事業を委託

■長野県発達障がい者支援対策協議会 (H21～)

- H30.4 様々な関係者との連携を踏まえ、現在の「連携・支援」、「自立・就業」、「普及啓発」、「診療体制」の4部会構成とし、施策の所管を保健・疾病対策課から次世代サポート課に移管

■長野県発達障がいサポート・マネージャー (H25～)

- H25.4～ 各圏域に支援者支援を担う、発達障がいサポート・マネージャーを配置

2 県内で発達障がいの判定を受けている児童生徒の推移等

- ◆ 医師の診断や臨床心理士、児童相談所等の専門機関で発達障がいの判定を受けている児童生徒（小・中学校）は、令和5年度は全体の6.82%（人数は1万人超）となっており、調査開始時（平成15年度）から毎年増加。

<発達障がいに関する実態調査結果（判定を受けている小・中学生）> (単位：人)

校種等	調査開始時 H15 (2003)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
小学校	660	5,783	6,004	6,183	6,340
中学校	176	3,171	3,428	3,603	3,769
合計	836	8,954	9,432	9,786	10,109
対全体比	0.43%	5.73%	6.12%	6.46%	6.82%

※R5長野県教育委員会事務局調査

判定を受けている児童生徒の割合は、20年間で約16倍に増加。
次サ支援 2-7

- 全国においては、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒は、全体の8.8%で、同様に増加傾向。
*R4文部科学省：通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査（小・中学校の学級担任等による回答）
- 何らかの発達特性があるとみられる児童生徒は、全体の約10人に1人が籍している状況。

長野県障がい者プラン2024について

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

- ◆ 障がい者を取り巻く現状や環境の変化に的確に対応し、障がい者施策の一層の推進を図るため、新たな計画を策定する。

2 計画の位置づけ、法的根拠

- ◆ 下記の①～⑥の計画を一体的に整備(④～⑥は新たに位置づけ)
 - ①障害者基本法に基づく障害者計画、②障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、③児童福祉法に基づく障害児福祉計画、④視覚障害者等の読書環境整備推進法に基づく計画、⑤障害者文化芸術活動推進法に基づく計画、⑥難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく計画

3 計画期間：令和6年度～令和11年度(6年間)、②及び③の計画は、3年間(令和6年度～令和8年度)。

第1章 障がいのある人を取り巻く現状

1 障がいのある人を取り巻く現状(平成29年度と比較した令和4年度の状況)

- ◆ 身体障がい者は10.8%減少、知的障がい者は11.5%増加、精神障がい者は34.2%増加。(各障がい者手帳所持者)
- ◆ 難病患者(特定医療費受給者証所持者)は、16.2%増加。
- ◆ 発達障がいの診断等を受けた児童生徒数は、小学校で33.4%増加、中学校で53.7%増加、高等学校で61.5%増加。

2 障がい者施策の動向

- ◆ 国の主な法令の動向
 - ・医療的ケア児支援法の施行(R3)、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行(R4)、障害者総合支援法の改正(R6 改正施行)等
- ◆ 県の条例制定の動向
 - ・障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例の施行(R4)

第2章 計画の概要

1 基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、つながり、支え合い、活かし合う「誰にでも居場所と出番があり生きる喜びを感じられる長野県」を目指します。

2 基本的視点

- 障がいのある人の権利擁護と共生社会の実現
- 自ら選んだ場所で「安心」して暮らせる環境づくり
- 「心のゆたかさ」を感じられる生活の実現

第3章 重点的に取り組む施策

項目	障がい者プラン2018の検証に基づく課題	重点施策の概要
1 共生社会の実現に向けた取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいによる生きづらさが解消できていない。(障がいがあることで困ったり嫌な思いをした経験 R4 調査:48.7%) ・県民が障がい者と接する機会が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会実現に向けた体験機会の創出による行動変容の促進 ・障がいのある人とない人との交流機会の拡大
2 地域生活を支えるサービス基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の機能が脆弱(拠点コーディネーター、緊急時受入れ、体験の場の確保等) ・基幹相談支援センターの設置率64.9%(未設置27市町村) ・サービスを担う人材の確保・定着と資質向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の機能強化 ・基幹相談支援センターの設置促進 ・生産性向上のためのワンストップ相談窓口の開設、介護ロボット・ICTの導入促進

3 出番があり生きがいを感じられる生活の保障	・新型コロナの影響等により、 ①一般就労への移行の伸びが鈍化 (対目標 80.3%) ②工賃アップが足踏み(対目標 80.6%) ③社会参加の減少 (県スポ参加者 コロナ前比 47.8%)	・就労アセスメントの強化、職場実習の拡大 ・共同受注、販路開拓、農福連携の推進 ・スポーツ等の地域拠点づくり、スポーツや文化芸術等に親しむ環境づくりの推進
4 多様な障がいに対する支援の推進	・医療的ケア児等の支援体制が不十分 (医療型短期入所、圏域医療的ケア児等コーディネーター) ・多様な障がいに対応できる専門人材の更なる育成が必要 (発達障がい、強度行動障がい等)	・医療型短期入所の開設の働きかけ、圏域医療的ケア児等コーディネーターの設置促進 ・発達障がい情報・支援センターにおける情報発信・研修等 ・西駒郷の専用棟で強度行動障がい支援のノウハウ蓄積と地域還元

第4章 分野別施策（総合的に推進） ※62項目数値目標を設定

1 障がいへの理解と権利擁護の推進 ・障がいに対する理解の促進（啓発・広報、研修会・体験会の開催） ・障がいのある人となない人との交流機会の拡大（スポーツ・文化芸術の機会の拡大） ・権利擁護・虐待防止の推進（障がいを理由とする差別解消の推進等） 等
2 地域生活の充実 ・地域生活の支援（支援人材の確保・定着、サービスの質の向上、サービス提供基盤の整備促進等） ・経済的支援（各種手当・医療費の支援や自動車税減免等） ・相談支援体制の充実（基幹相談支援センターの設置促進等） 等
3 安全で暮らしやすい地域づくり ・安全な暮らしの確保（防犯・交通安全対策の推進、防災対策・災害発生時の支援の推進等） ・誰もが暮らしやすいまちづくり（福祉のまちづくりの推進等） 等
4 社会参加の促進 ・就労支援の充実（一般就労の促進、福祉的就労の支援、農福連携の推進等） ・社会活動への参加支援の充実（スポーツの裾野拡大と競技力向上、文化芸術活動の推進等） ・移動支援の充実（移動支援事業の充実、身体障がい者補助犬の給付等） ・情報・コミュニケーション支援の充実（意思疎通支援者の養成・派遣等） 等
5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実 ・適切な保健・医療サービスの充実（地域医療・救急医療の充実、医療従事者の養成・確保） ・多様な障がいに対する支援の充実（医療的ケア、難病、難聴、発達障がい、高次脳機能障害、強度行動障がい） ・教育・療育体制の充実（特別支援教育の充実、地域療育機能の強化等） 等

第5章 地域生活への移行や就労支援等に関する成果目標等に関すること （第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等に関する成果目標を設定する（主な目標値を抜粋）。

項目	成果目標（令和8年度）	項目	成果目標（令和8年度）
入所施設から地域生活への移行者数（令和5～8年度の累計）	167人	強度行動障がい者支援の充実	各圏域でアンケート調査等により支援ニーズを把握し、支援体制の整備を推進。
地域生活支援拠点等の機能の充実	・各圏域に1か所以上整備 ・コーディネーター配置 ・年1回以上の運用状況の検証等	福祉施設から一般就労への移行者数	455人

令和6年度 長野県自立支援協議会 開催予定日

開催月	開催日	開催時間	開催方法
11月	21日(木)	13:30 ~ 15:30	集合予定

令和6年度 障がい者相談支援体制等機能強化会議 開催予定日

開催月	開催日	開催時間	方法・場所
7月	9日(火)	13:30 ~ 16:00	長野県庁講堂

令和6年度 自立支援協議会フォーラム 開催予定日

開催月	開催日	開催時間	方法・場所
9月	17日(火)	13:30 ~ 15:30	塩尻教育センター

地域からの課題

提出期限	提出方法
令和6年11月30日	事務局宛てメール提出 fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp